

議 事 概 要

※昼休憩時に理事者から、委員会において発言及びこれに要する資料配付の申し出があり、持ち回り代表者会議で協議（了承）。

◎ 一般審査の終了について

- ・大橋委員（維新）の質問の終了をもって、一般審査を終了することで、各会派了承。

◎ 知事質問の取扱いについて

1 知事への質問要求

〔別紙「都市住宅常任委員会 知事質問要求一覧表」参照〕

- ・これまでの審査過程で1名の委員から知事への質問要求があり、項目について確認を行ったところ、公明から、八重樫委員の通告の2項目のうち1項目「水防法に基づく内水ハザードマップ作成・公表に向けた市町村支援について」の取下げの申し出あり。
- ・各会派の質問持ち時間は、公明党10分。

2 質問順位

- ・質問者は、八重樫委員の1名のみ。
- ・質問は、質問項目の範囲内で行うよう要請。
- ・会派の質問持ち時間を経過した時点で、メモを入れる。

3 知事質問の日程

- ・議長団において調整の結果、10月17日(火)午後2時30分から行うことを報告。
- ・知事質問は、第1委員会室で実施。

4 知事質問日の委員会の進め方

- ・委員会再開後、知事質問を実施。
- ・質問終了後、暫時休憩、その間に代表者会議を開会し、付託案件に対する賛否等を確認。
- ・代表者会議終了後、委員会を再開し、質疑・質問を終結したのち、意見開陳、採決を行うことで、各会派了承。